

-その他-

No.61	高齢者虐待防止事業		
<p>高齢者に対する虐待を防止し、早期に発見・対応するため、相談窓口の設置や保健師、社会福祉職等による支援を行います。</p> <p>また、講演会、研修会等による啓発や養護者への支援を行うことで、高齢者虐待を防止する体制の充実を図ります。</p> <p>【相談窓口】</p>			
	窓口担当	TEL	FAX
鶴見	高齢・障害支援課	510-1773・1775	510-1897
神奈川		411-7110	324-3702
西		320-8410	290-3422
中		224-8167	224-8159
南		341-1139	341-1144
港南		847-8415	845-9809
保土ヶ谷		334-6328	331-6550
旭		954-6125	955-2675
磯子		750-2417～2419	750-2540
金沢		788-7777	786-8872
港北		540-2327	540-2396
緑		930-2311	930-2310
青葉		978-2449	978-2427
都筑		948-2306	948-2490
戸塚		866-8439	881-1755
栄		894-8415	893-3083
泉	800-2434	800-2513	
瀬谷	367-5731	364-2346	
<p>身近な地域の地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）でもご相談できます。</p> <p>その他、</p> <p>【在宅介護サービス従事者による虐待を発見した場合】</p>			
担当課	TEL	FAX	
健康福祉局 介護事業指導課	671-2356・3461	550-3615	
<p>【介護保険施設等の従事者による虐待を発見した場合】</p>			
担当課	TEL	FAX	
健康福祉局 高齢施設課	特養・老健・養護・軽費：671-3923 有料老人ホーム：671-4117	641-6408	

No.62	介護給付費適正化事業
<p>介護サービスの質の向上と介護保険財政の健全な運営を図るために、ケアプラン点検や、サービス提供事業者への文書照会及び指導等を行い、不適正な介護報酬請求を防止します。</p> <p>主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none">①介護報酬請求の適正化②介護報酬返還請求③レセプト点検・ケアプラン点検④住宅改修の質の向上⑤要介護認定の適正化	
窓口	健康福祉局 介護保険課 671-4255